

この保険のご検討にあたっての留意事項

投資リスクについて

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返還金額などは一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

費用について

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に別途「解約控除」がかかります。

1 ご契約時

ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

2 運用期間中

①すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や、ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して、 年率 2.78%	左記の年率の 1/365 を積立金から毎日控除します。
資産運用関係費（※） 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率 0.1575%（税抜 0.15%）	左記の年率の 1/365 を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は 2009 年 8 月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

②特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除 契約日から 10 年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険金額）に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 ※解約控除率は【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時に積立金から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

3 年金受取期間中

年金支払開始日以後にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費（年金管理費）（※） 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は 2009 年 8 月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

その他ご留意いただきたい事項について

- 運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。）
- 年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

ご契約のしおり・約款

目次

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続、税制上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

主な保険用語のご説明 3

お知らせとお願い 5

生命保険募集人について	5
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）について	5
元本欠損が生じる場合	6
保険金額などの削減	6
生命保険契約者保護機構	6
当社の組織形態について	8
ご契約のお申込みの際の留意点	8
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ.....	8
支払査定時照会制度	9
プライバシーポリシー（個人情報保護方針）	10

商品のしくみ 11

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険	11
運用期間中年金支払移行特約	13
死亡給付金の年金払特約	14

給付金および年金 15

運用期間中の給付内容	15
年金支払期間中の給付内容	15
死亡給付金などをお支払いできない場合	17

ご契約に際して 18

告知	18
ご契約内容などの確認	18
ご契約の成立と保障の責任開始期	18

ご契約後について 19

解約と解約返還金	19
基本保険金額の減額	19
特別勘定の廃止に伴う積立金の移転	20
特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い	20
ご契約内容の変更手続き	21
年金、死亡給付金などの請求方法	22
年金、死亡給付金などの請求訴訟	22

保険契約者への情報提供	22
生命保険と税金	23

特別勘定と資産運用 25

特別勘定について	25
特別勘定群について	25
投資リスクについて	25
保険料のしくみ	25
特別勘定における資産運用	26
特別勘定の種類と投資方針	26

お客さまにご負担いただく諸費用 27

約款・特約条項 「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 28

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険普通保険約款	28
-----------------------------------	----

特約条項 41

運用期間中年金支払移行特約	41
死亡給付金の年金払特約	45

説明事項ご確認のお願い 裏表紙

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

㊦ 一時払保険料充当金

申込みの際に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

一般勘定

一定の給付が保証され、資産運用に際しても安全性が重視される定額保険にかかわる資産の管理・運用を行うもので、特別勘定とは明確に区分され、管理・運用されています。

㊧ 運用期間

契約日から年金支払開始日の前日までの期間のことです。

運用実績連動保証金額

死亡給付金を支払う場合および年金原資保証金額を定める場合に基準となる金額のことで、基本保険金額に運用実績連動保証率を乗じた金額となります。

運用実績連動保証率

保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の10%ごとの率に到達したときは、その到達した日以後、その10%ごとの率に変更されます。

㊨ 解約返還金

ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。この保険では、解約返還金額は特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。

㊩ 基準価額

特別勘定の1口あたりの価格のことで、個々の特別勘定ごとに毎日計算されます。

基本保険金額

運用実績連動保証金額を定める場合に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。

㊪ □

特別勘定における保険契約者の持ち分の単位のことです。

㊫ 契約応当日

保険期間中に迎える契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日といったときは毎年の契約日に対応する日をさします。

契約年齢

ご契約の際の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

契約日

契約年齢・運用期間を計算する基準となる日のことです。この保険では当社が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日（＝当社の責任が開始される日から起算して8日後となる日または当社が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日）となります。

㊬ 後継年金受取人

年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する人のことです。

告知

ご契約の申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。

㊭ 事業年度

当社の業務の区切りおよび決算のために定めた期間のことで、毎年4月1日から翌年3月31日までの満1か年となります。

死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払われるお金のことです。この保険では運用実績連動保証金額が最低保証されます。

死亡給付金受取人

死亡給付金を受け取る人のことです。

主契約

保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。

㊦ 責任開始期

当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。

㊧ 積立金額

特別勘定で管理・運営されている資産のうち個々の保険契約にかかわる部分のことで、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。保有口数に基準価額を乗じて計算します。

㊨ 特別勘定

変額年金保険にかかわる資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類にかかわる資産（勘定）とは明確に区分され、独立して管理・運用されています。

特約

主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。

㊩ 年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者の生存を条件に毎年支払われるお金のことです。

年金受取人

年金を受け取る人のことで、保険契約者または被保険者になります。

年金現価

将来の年金をお支払いするのに必要な積立金のことで、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。

年金原資額

支払われる年金の原資のことで、この保険では年金支払開始日の前日末の積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい金額となります。（年金原資額は年金原資保証金額が最低保証されます。）

年金原資保証金額

運用実績連動保証金額に、基本保険金額に運用期間ごとに定める率（0%～10%）を乗じた額を加えた金額のことです。

年金支払開始日

被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことです。

㊪ 被保険者

その人の生死などが保険の対象とされる人のことです。

日末

ご契約に関する事務処理が終了し、基本保険金額や積立金額など当該契約のその日における内容がすべて確定した時点のことです。

㊫ 保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。

保険証券

ご契約の基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度といいます。

保険料

保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。

保有口数

特別勘定における保険契約者の持ち分のことです。

㊬ 約款

ご契約からご契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人について

1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）について

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。）以内であれば、当社あての書面での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。（募集代理店では受付できません。）お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。

1 申出方法

- お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（はがき、封書（※））により下記住所あてお申し出ください。

※ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

〒100-8692

郵便事業株式会社 銀座支店 私書箱 707 号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

- 書面には、以下をご記入のうえ、申込書と同一の印鑑を押印してください。

- ①お申込みの撤回などをする旨
- ②お申込者などの氏名（自署）
- ③ご住所・電話番号
- ④一時払保険料充当金の金額
- ⑤一時払保険料充当金返金口座（お申込者などの本人口座）

■記入例

第一フロンティア生命保険株式会社 御中

①私は契約の申込みの撤回を行います。

②第一 ^{ダイイチ タロウ} 太郎 

③〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○

④○○, ○○○, ○○○ 円

⑤○○銀行 ○○支店 普通 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

2 取扱いができない場合

- つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。
- ①ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合

3 その他

- 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払を請求しません。
- お申込みの撤回などの書面の発信時に死亡給付金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時に、お申込者などが死亡給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

この保険は、特別勘定の運用実績により積立金額、解約返還金額、死亡給付金額などが変動（増減）するしくみの保険です。特別勘定の資産運用は、主に投資信託を利用しておりますが、金利、為替や株価などの変動により、お受け取りになる解約返還金額および将来の年金原資となる積立金額などが変動（増減）し、その金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。なお、死亡給付金額は運用実績連動保証金額、年金原資額は年金原資保証金額が最低保証されます。（ただし、「運用期間中年金支払移行特約」を付加して年金支払に移行する場合、年金原資額の最低保証はありません。）

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、死亡給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の 90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※４））
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{（過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}

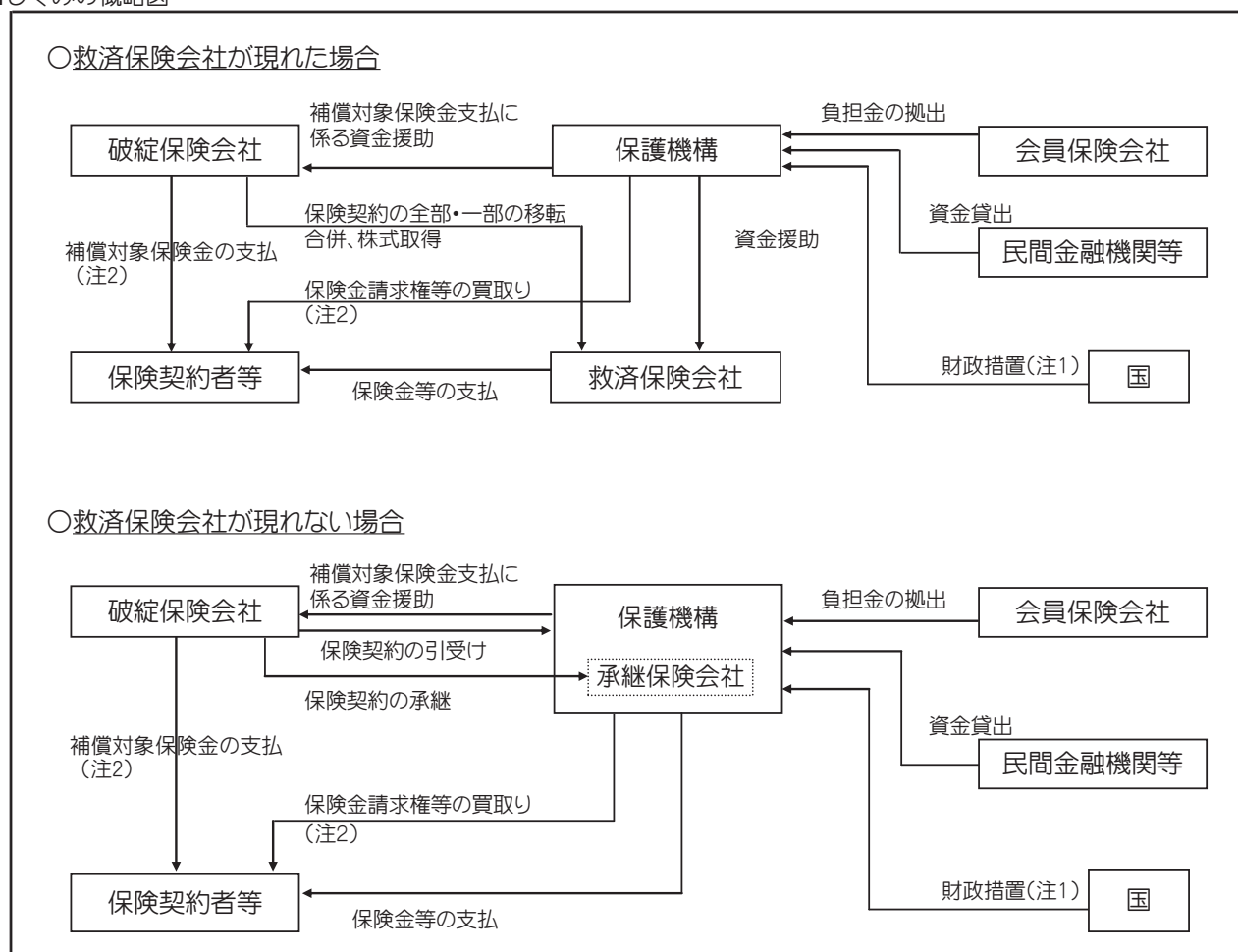
（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

当社の組織形態について

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

ご契約のお申込みの際の留意点

ご契約お申込みから保険契約成立までのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはずつぎのとおりです。

1 申込書の記入

- 申込書は重要な書類です。保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でご記入ください。また、ご記入後は内容を十分お確かめのうえ、署名・押印をお願いします。

2 保険料などのお支払い

- 一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お支払いください。

3 お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐにお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】にご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、申込書に押印いただいた保険契約者印とあわせて大切に保管ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

現在のご契約を解約、減額するときの不利益事項

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による無効や責任開始期から起算して3年以内の自殺などの場合には給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】にお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の利用目的

個人情報は、つぎに記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を収集する場合に明示いたします。

2 収集・保有する個人情報の種類

収集・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3 個人情報収集の方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4 個人情報の提供

当社では、つぎの場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 保険契約および特約の内容を社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- (4) 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「内部統制委員会」を設置し、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組みを行っています。

6 個人情報の開示・訂正等のご請求

個人情報について開示・訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、下記窓口までお問い合わせください。

お客さまサービスセンター

住 所 東京都中央区晴海 1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟 15 階

電 話 0120-876-126

営業時間 月曜日～金曜日【祝祭日、年末・年始等の休日を除く】9:00～17:00

商品のしくみ

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険

この保険は、年金支払開始日の前日末の特別勘定の運用実績により増減する積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。

資産は特別勘定で運用されますので、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などがその資産の運用実績により変動（増減）します。したがって、金利、為替や株価などの変動により積立金額が変動（増減）するため、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

年金原資保証金額の算出方法について

$$\text{年金原資保証金額} = \text{①運用実績連動保証金額} + \text{②運用期間に応じて加算される額}$$

$$\text{①運用実績連動保証金額} = \text{基本保険金額} \times \text{運用実績連動保証率}$$

運用実績連動保証率は、保険契約締結の際は 100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合が 110%以上の 10%ごとの率に到達したときは、その到達した日以後、その 10%ごとの率に変更されます。

* 同時に 2 以上の 10%ごとの率に到達した場合は、いずれか大きい率に変更されます。

* 運用実績連動保証率は、その後の運用実績にかかわらず、下がることはありません。

$$\text{②運用期間に応じて加算される額} = \text{基本保険金額} \times \text{運用期間ごとに定める率}$$

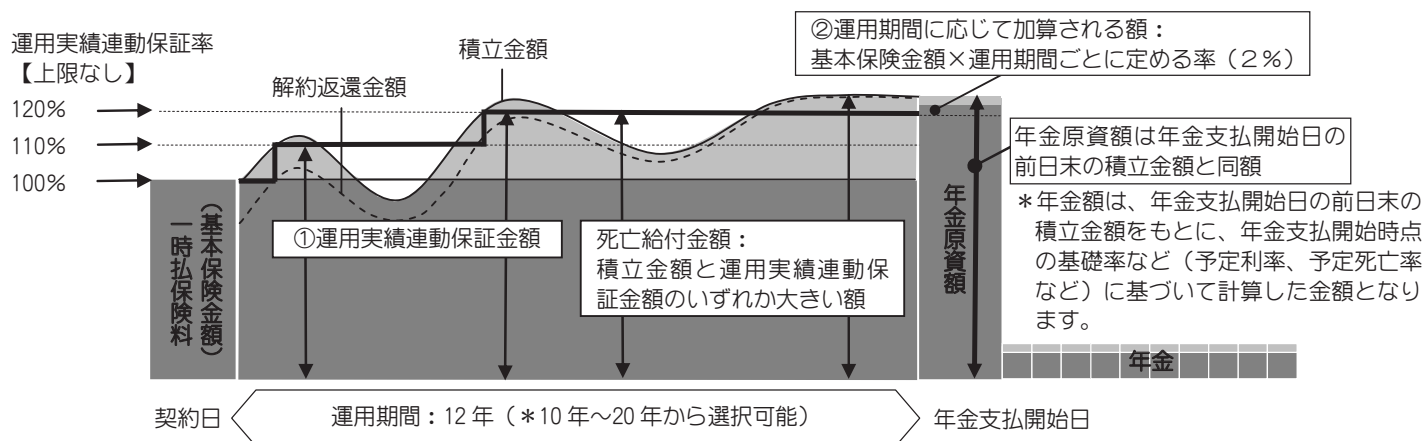
運用期間ごとに定める率は、つぎのとおりとなります。

運用期間	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
率	0 %	1 %	2 %	3 %	4 %	5 %	6 %	7 %	8 %	9 %	10 %

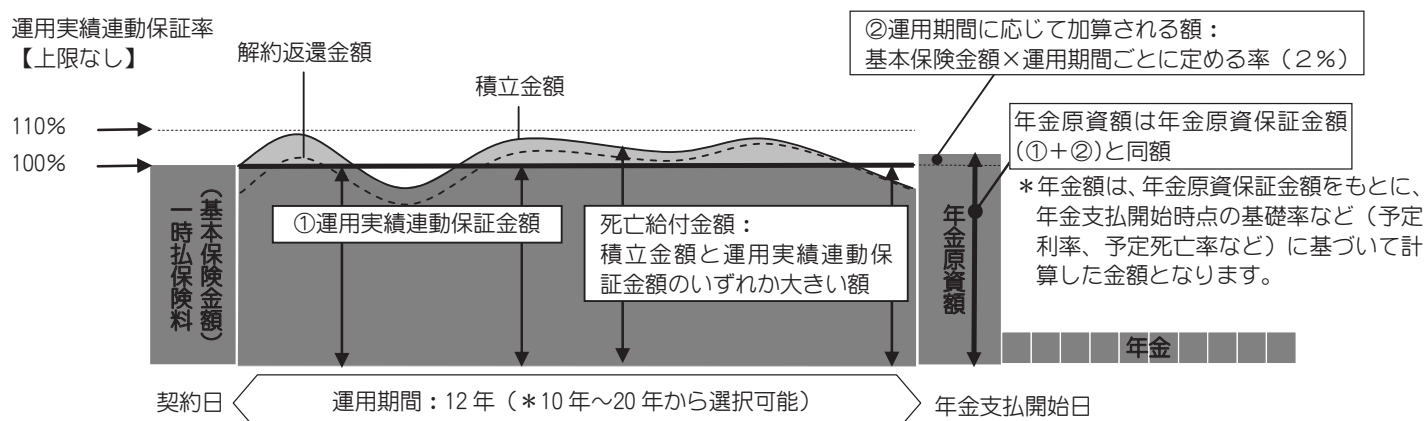
* 運用期間が 10 年の場合、運用期間に応じて加算される額はありません。

■商品のイメージ図 （運用期間が 12 年の例）

運用実績連動保証率が引き上がり、かつ運用期間満了時に積立金額が年金原資保証金額を上回った場合



運用実績連動保証率が引き上がらず、かつ運用期間満了時に積立金額が年金原資保証金額を下回った場合



1 積立金額などは運用実績により変動（増減）します

- この保険は、積立金額などが特別勘定の運用実績により変動（増減）するしくみの保険です。この保険の特徴をご理解いただくために、左記の「商品のイメージ図」および下記の「積立金額および解約返還金額の例」をご参照ください。

■積立金額および解約返還金額の例

- 特別勘定の運用実績が一定のまま推移し、基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いを約束するものではありません。また、積立金額および解約返還金額の数値は、1万円未満切捨てにより表示しております。
- 基本保険金額（＝一時払保険料）が1,000万円・運用期間が12年の場合

経過 年数	特別勘定の運用実績（年率）									
	-5.0%		-2.5%		0.0%		2.5%		5.0%	
	積立 金額 (万円)	解約返還 金額 (万円)	積立 金額 (万円)	解約返還 金額 (万円)	積立 金額 (万円)	解約返還 金額 (万円)	積立 金額 (万円)	解約返還 金額 (万円)	積立 金額 (万円)	解約返還 金額 (万円)
1年	950	880	975	905	1,000	930	1,025	955	1,050	980
2年	902	839	950	887	1,000	937	1,050	987	1,102	1,039
3年	857	801	926	870	1,000	944	1,076	1,020	1,157	1,101
4年	814	765	903	854	1,000	951	1,103	1,054	1,215	1,166
5年	773	731	881	839	1,000	958	1,131	1,089	1,276	1,234
7年	698	670	837	809	1,000	972	1,188	1,160	1,407	1,379
10年	598	591	776	769	1,000	993	1,280	1,273	1,628	1,621
12年	540	540	737	737	1,000	1,000	1,344	1,344	1,795	1,795

* 運用実績（-5.0%、-2.5%、0.0%、2.5%、5.0%）は、お客さまにご負担いただく諸費用【P27をご参照ください】を控除した後の数値（年率）としています。

* 積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日末に解約したものとして計算しています。また、解約返還金額は、契約日から10年未満の場合には、解約控除（基本保険金額×経過年数に応じた解約控除率【P19をご参照ください】）を積立金額から差し引いて計算しています。

* 例示している特別勘定の運用実績は、下限または上限を示すものではありません。したがって、-5.0%を下回る場合や5.0%を上回る場合もあります。

2 年金原資額が最低保証されています

- 年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい金額に基づいて定められます。
- 運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。）
- 年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。
- 年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行い、年金支払期間中は年金額が変動せず一定となります。

3 死亡給付金額が最低保証されています

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した日末の積立金額または運用実績連動保証金額のいずれか大きい額をお支払いします。（死亡給付金額について運用実績連動保証金額と同額が最低保証されています。）
- なお、運用期間が10年を超える契約の場合、年金原資額について運用実績連動保証金額を超える金額が最低保証されることから、死亡給付金の最低保証額が年金原資保証金額（年金原資の最低保証額）を下回ります。

4 特別勘定について

- 特別勘定については、「特別勘定と資産運用」（P25～P26）、「特別勘定のしおり」または「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をご参照ください。

5 その他

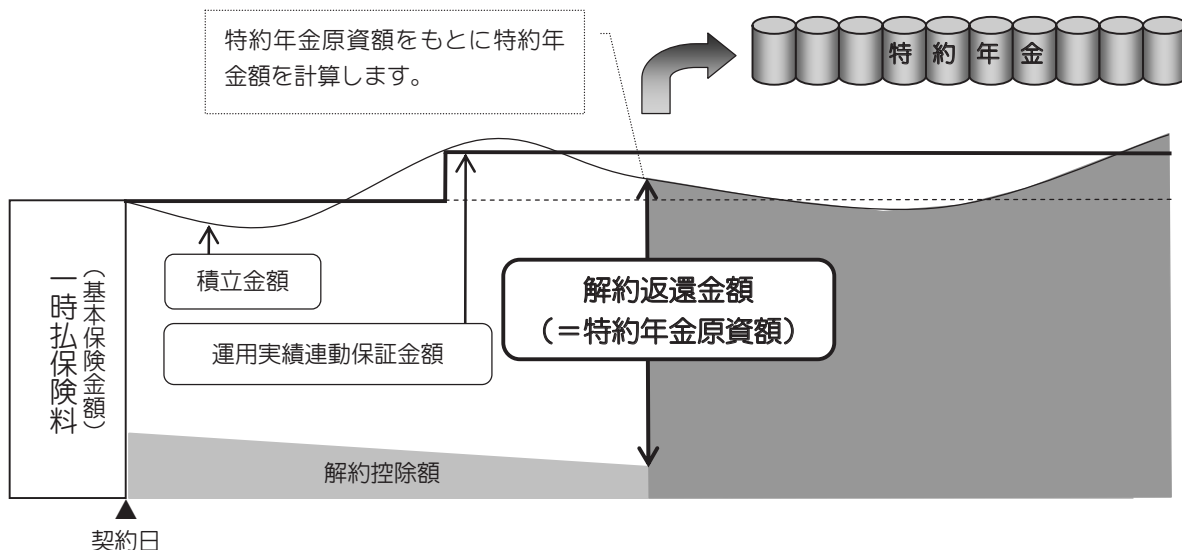
- お払い込みいただいた一時払保険料は、全額が特別勘定に繰り入れられます。ただし、特別勘定の資産から保険契約関係費などの諸費用を差し引いて、日々の特別勘定資産が評価されます。【詳細は「特別勘定と資産運用」（P25～P26）および「お客さまにご負担いただく諸費用」（P27）をご参照ください】
- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度はありません。

運用期間中年金支払移行特約

この特約を付加することにより、運用期間中に、年金支払に移行することができます。

- この特約は、「年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険」（以下「主契約」といいます。）の契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の種類は、この特約のお申込時に保険契約者にご指定いただきます。
- 特約年金の種類は、主契約の年金の種類【P16をご参照ください】と同様であり、このなかから選択いただけます。
- 特約年金額が30万円に満たない場合、および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は、当社がこの特約の付加のお申込みを受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第2回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。特約年金は、支払事由の発生以後、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。
- 特約年金額は、特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金相当額（以下「特約年金原資額」といいます。）を年金原資として、特約年金支払開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。（なお、被保険者の年齢は、特約年金支払開始日における満年齢に基づき再計算します。）
- 毎年の特約年金を分割してお支払いする取扱いはありません。
- 特約年金の種類が10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、特約年金支払開始日における特約年金額が、同一の被保険者について、この特約の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の年金額を通算して3,000万円を超えることとなるときは、その超える部分については特約年金の支払いを行わず、特約年金原資額のうちその超える部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。
- 特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を選択することもできます。
- この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。
- 戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって主契約の特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間中、この特約の付加のお申込みの受付を行わず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加のお申込みはなかったものとして取り扱います。

■しくみ図

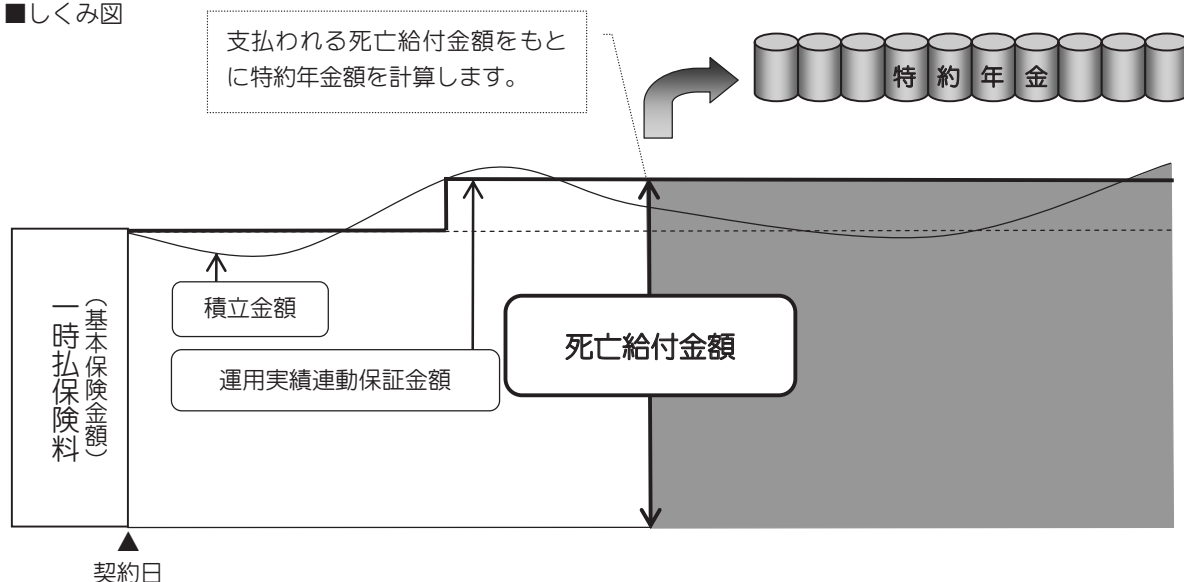


死亡給付金の年金払特約

この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

- この特約は、年金支払開始日前で、死亡給付金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に所定の回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回）から選択いただけます。また、死亡給付金の支払事由の発生前に限り、支払回数の変更を取り扱います。（※）
※ 死亡給付金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が30万円に満たない特約年金受取人がいる場合に限り、特約年金の支払回数の変更を取り扱います。ただし、変更後の回数により特約年金受取人ごとに新たに計算した年金額が、いずれも30万円に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は死亡給付金の支払事由が生じた日となります。第2回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。特約年金は、支払事由の発生以後、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。
- 特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、死亡給付金を年金原資として、死亡給付金の支払事由が生じた日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。）
- 毎年の特約年金を分割してお支払いする取扱いはありません。
- 特約年金額が30万円（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ30万円とします。）に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金の支払いにかえて、死亡給付金を一時金にてお支払いします。
- 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。（特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。）
- 特約の解約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

■しくみ図



給付金および年金

運用期間中の給付内容

① 死亡給付金のお支払い

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときには、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。
- 死亡給付金額は、被保険者が死亡した日末における積立金額または運用実績連動保証金額のいずれか大きい金額となります。
- 死亡給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。

② 運用期間中年金支払移行特約について

- 「運用期間中年金支払移行特約」【P13をご参照ください】を付加することにより、年金支払に移行することができます。

③ 死亡給付金の年金払特約について

- 「死亡給付金の年金払特約」【P14をご参照ください】を付加することにより、死亡給付金について一時金にかえて、年金（特約年金）でお受け取りいただくことができます。

年金支払期間中の給付内容

お支払事由		お支払内容	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	死亡時の一時金（残余年金支払期間の未払年金の現価（※1））	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※3））
	年金受取人が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	年金の一括払（残余年金支払期間の未払年金の現価）	年金受取人
10年保証期間付 終身年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	死亡時の一時金（残余保証期間の未払年金の現価（※1））	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※3））
	年金受取人が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	年金の一括払（残余保証期間の未払年金の現価）（※2）	年金受取人
死亡時保証金額付 終身年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金	年金受取人
	被保険者が、年金支払開始日から被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間（以下「死亡時保証期間」といいます）中に死亡したとき	死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※3））
	年金受取人が死亡時保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	年金の一括払（責任準備金（※4）のうち残余死亡時保証期間の年金の支払いのために積み立てている部分に相当する額）（※2）	年金受取人

※1 未払年金の現価の支払いにかえて、残余年金支払期間（10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）分の年金を継続して受け取ることもできます。

※2 保証期間（死亡時保証金額付終身年金の場合は死亡時保証期間）経過後、被保険者が生存している場合には生涯にわたって年金をお支払いします。

※3 保険契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合に新たな年金受取人となる方（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。後継年金受取人の指定がない場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人が受取人となります。（年金受取人の死亡時の法定相続人を後継年金受取人とします。）

※4 将来の年金をお支払いするために、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。

1 年金のお支払い

- 年金支払開始日以後は特別勘定での資産の運用は行わず、一般勘定において運用し、毎年所定の年金額をお支払いします。なお、毎年の年金を分割してお支払いする取扱いはありません。
- 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときには、年金を年金受取人にお支払いします。
- 年金の種類は、下記「5 年金の種類」の中からお選びいただけます。また、年金支払開始日前に限り、年金の種類を変更することができます。（年金支払開始年齢の取扱範囲内の変更に限ります。詳細については下記「5 年金の種類」をご参照ください。）
- 年金は、支払事由の発生以後、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。
- 年金支払開始日以後、年金のお支払いにかえて、年金の一括払を選択することもできます。

2 年金支払開始日における年金原資額の一時支払

- 年金の種類が確定年金で年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金（第1回の年金を含みます。）のお支払いにかえて、年金原資額の一時支払を選択することができます。この場合、年金原資額を年金受取人に支払い、保険契約はその支払いを行ったときに消滅します。
- ご契約時に10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金を選択していた場合、年金支払開始日前に年金の種類を確定年金に変更することにより、年金原資額の一時支払を選択することができます。

3 年金額

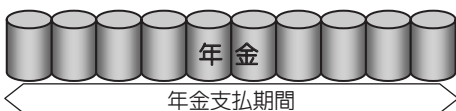
- 年金支払開始日の前日末における積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい金額をもとに、年金支払開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて年金額が計算されます。したがって、ご契約時には将来受け取る年金額は定まっていません。

4 年金の支払いを行わない場合について

- 年金額が30万円に満たない場合、および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合は、年金の支払いを行いません。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額を保険契約者にお支払いします。
- 年金の種類が10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の年金額を通算して3,000万円を超えることとなるときは、その超える部分については年金の支払いを行わず、年金原資額のうちその超える部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。

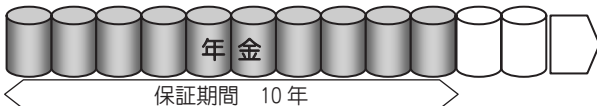
5 年金の種類

○確定年金

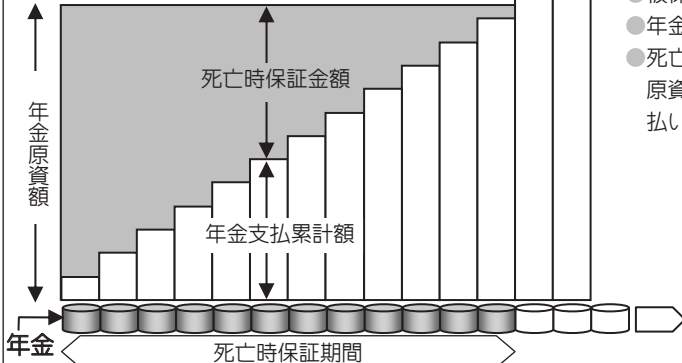


* 年金支払期間10年の場合の例

○10年保証期間付終身年金



○死亡時保証金額付終身年金



- あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間は3年、4年、5年、6年、7年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年から選択いただけます。
- 年金支払開始年齢は10歳～90歳とします。ただし、年金支払期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。（年金支払開始年齢＋年金支払期間≤105歳）
- 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、残りの年金支払期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。
- 被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。
- 年金支払開始年齢は50歳～90歳とします。
- 保証期間中に被保険者が死亡した場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。
- 被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。
- 年金支払開始年齢は50歳～90歳とします。
- 死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合、死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）をお支払いします。

死亡給付金などをお支払いできない場合

つぎの場合、死亡給付金・年金をお支払いできないことがあります。また、死亡給付金・年金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

		免責・消滅事由	返還金の取扱い	
			金額	返還先
免責となる場合	死亡給付金	ご契約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき	被保険者が死亡した日末の積立金額（※1）	保険契約者
		保険契約者の故意によるとき	被保険者が死亡した日末の解約返還金と同額	保険契約者
		死亡給付金受取人の故意によるとき	被保険者が死亡した日末の積立金額（※2）	保険契約者
		戦争その他の変乱によるとき	被保険者が死亡した日末の積立金額（※3）	死亡給付金受取人
	年金	年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で年金受取人の故意により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日に年金の一括払が行われた場合の支払額と同額	年金受取人
ご契約が消滅する場合		重大事由（※4）によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日末の解約返還金と同額。ただし被保険者死亡のときは死亡した日末の解約返還金と同額	保険契約者
		詐欺によるものとして、ご契約が無効になったとき	なし	なし
		死亡給付金の不法取得目的によるものとして、ご契約が無効になったとき	なし	なし

※1 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡給付金をお支払いすることがあります。

※2 死亡給付金の一部の受取人の故意によるときは、当該受取人以外の受取人に残額をお支払いします。

※3 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が死亡した日末の積立金額を下回ることはありません。）

※4 重大事由とは

- ・死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・死亡給付金の請求に際して死亡給付金受取人に詐欺行為があったとき
- ・その他保険契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があったとき

をいいます。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

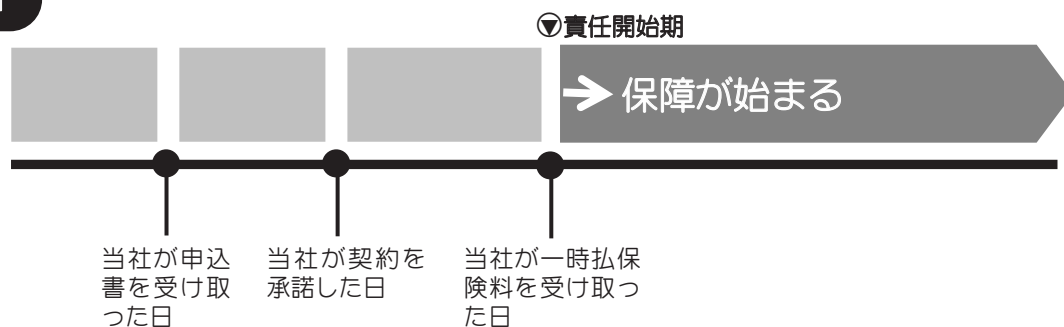
ご契約のお申込みの際やご契約の成立後、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

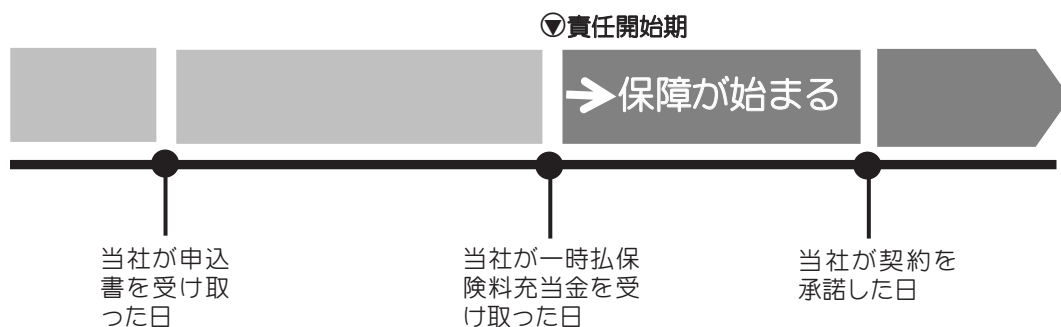
ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

ケース1



ケース2



■一時払保険料の特別勘定による運用の開始時期について

- 当社は、当社の責任が開始される日から起算して8日後となる日または当社が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。（保有口数の算出日は当社が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。）したがって、必ずしも一時払保険料をお払い込みいただいた日から起算して8日後となる日が、一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日になるとは限りませんので、ご注意ください。
- 当社は、申込書をお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）から起算して2営業日以内に、保険契約の申込みの諾否を決定します。

■契約日について

- この保険の契約日は、当社が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。

■運用期間の変更について

- この保険では、契約時に選択した運用期間の変更（年金支払開始日の変更）は取り扱いませんので、ご注意ください。なお、「運用期間中年金支払移行特約」を付加することで、運用期間中に年金支払に移行することができます。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

- 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約の効力発生日（＝解約日）とします。
- 解約返還金額は、解約日末の積立金額を基準として計算します。

2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- 解約返還金額は、契約日から解約日までの年数（以下「経過年数」といいます。）に基づき、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額	
解約日末の積立金額－解約日末の基本保険金額×解約控除率	

- 解約控除率は経過年数に応じたつぎの率となります。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

基本保険金額の減額

年金支払開始日前に限り、基本保険金額を減額して、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。

基本保険金額を減額する場合は、減額する基本保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上となることを要します。）なお、受取額を指定した減額はできません。

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を減額の効力発生日（＝減額日）とします。

基本保険金額を減額した場合、減額した部分は解約したものと取り扱います。

減額分の解約返還金額は、減額日末の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、上記「2 解約返還金」をご参照ください。

なお、減額後の運用実績連動保証金額は、減額後の基本保険金額に運用実績連動保証率を乗じた金額となります。（年金原資保証金額についても減額後の基本保険金額に基づいて計算されます。）

■減額の際の解約返還金額および運用実績連動保証金額の計算例

契約日から減額日までの経過年数が5年3か月（解約控除率3.5%）、運用実績連動保証率が120%、減額前の基本保険金額が1,000万円で積立金額が1,100万円、減額後の基本保険金額が400万円で積立金額が440万円の場合

●解約返還金額

減額前の解約返還金額＝1,100万円－1,000万円×3.5%＝1,065万円

減額後の解約返還金額＝440万円－400万円×3.5%＝426万円

解約返還金額
＝減額前の解約返還金額－減額後の解約返還金額＝1,065万円－426万円
＝639万円

●運用実績連動保証金額

運用実績連動保証金額＝減額後の基本保険金額×運用実績連動保証率＝400万円×120%
＝480万円

特別勘定の廃止に伴う積立金の移転

この保険では、ご契約時に指定した特別勘定を他の特別勘定に変更することはできません。

ただし、指定された特別勘定資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、当社は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の投資方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。

なお、特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日（移転日）の2か月前までに、保険契約者にその旨お知らせします。

特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い

戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、下表のとおり取り扱います。

この場合、当社の本社などにおいて掲示または閲覧を行うとともに、当社ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）にてお知らせします。

下表の取扱いに該当する保険契約者には、個別に通知します。

■お手続きの受付を停止し、すでに受け付けたお申出をなかったものとするもの

	特別勘定資産の売買ができない場合の取扱い	手続き再開時の取扱い
保険契約のお申込み	●取引停止期間中は、保険契約のお申込みの受付を行いません。 ●すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。	その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を再開します。
運用期間中年金支払移行 特約付加のお申込み	●取引停止期間中は、この特約の付加のお申込みの受付を行いません。 ●すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。	

■お手続きを延期するもの

	特別勘定資産の売買ができない場合の取扱い
解約	●取引停止期間中も、解約のお申出の受付を行います。 ●ただし、解約日はその特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日とします。（解約が延期されます。）（※）
基本保険金額の減額	●取引停止期間中も、基本保険金額の減額のお申出の受付を行います。 ●ただし、減額は、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日とします。（減額が延期されます。）（※）

※ その特別勘定資産の売買が再開された日までに、保険契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。

ご契約内容の変更手続き

1 保険契約者・年金受取人・死亡給付金受取人などの変更

(1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 年金受取人の変更

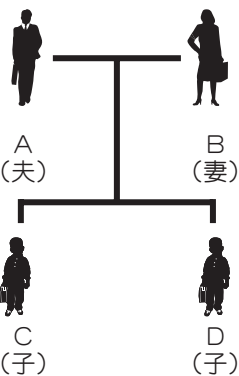
- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。
- ただし、年金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかからご指定いただく必要があります。

(3) 後継年金受取人の指定または変更

- 保険契約者またはその承継人（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者および当社の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更することができます。
- 後継年金受取人は、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の血族である方のうちからいずれか1名をご指定願います。

(4) 死亡給付金受取人の変更

- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。（ただし、死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人の変更はできません。）
- 死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の血族である方のうちからご指定願います。
- 死亡給付金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】にご連絡ください。
- 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 万一、死亡給付金受取人の変更をしない間に、死亡給付金の支払事由が発生した場合は、つぎのような取扱いとなります。



(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡給付金受取人：Bさん

■ Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡給付金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（死亡給付金支払事由の発生）した場合

- この場合、Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。
- この事例の場合、死亡給付金の受取割合は均等となります。

※給付金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

◆年金などの税法上の取扱い

- 年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

2 年金の種類・年金支払期間の変更

- 年金支払開始日前に限り、年金の種類および年金支払期間を変更することができます。（年金支払開始年齢の取扱範囲内での変更に限ります。詳細についてはP16「5 年金の種類」をご参照ください。）
- 年金の種類または年金支払期間を変更する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

3 通信先の変更など

(1) 通信先を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

- ・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- ・保険契約者名
- ・新住所と電話番号
- ・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、受取人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

4 保険証券の紛失または盗難の場合

- 保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、ただちにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

年金、死亡給付金などの請求方法

年金、死亡給付金などの支払事由が生じた場合には、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。

年金、死亡給付金などの諸手続きに必要な書類は、普通保険約款および特約条項の別表1をご参照ください。

団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った給付金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、別表1に記載の必要書類に加えて、死亡退職金などの受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

- 年金、死亡給付金などは、支払事由の発生以後、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備のある場合は、完備した日とします。）の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。
- 年金、死亡給付金などのご請求は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年が過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

年金、死亡給付金などの請求訴訟

年金、死亡給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

保険契約者への情報提供

保険契約者に、定期的にご契約内容および特別勘定の決算内容についてお知らせします。また、当社ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】への照会をすることで、特別勘定の現況を確認することができます。

1 ご契約内容の状況（年4回通知）

- * 3月末、6月末、9月末、12月末のご契約状況をお知らせします。

つぎの項目を書面にて通知いたします。

- ・証券番号 ・保険契約者名 ・契約日 ・計算基準日 ・年金支払開始日、年金の種類
- ・基本保険金額、年金原資保証金額、死亡給付金額、積立金額、解約返還金額
- ・運用実績連動保証率、運用実績連動保証金額 ・運用実績

2 特別勘定の決算内容（年1回事業年度末ごとに通知）

つぎの項目を書面にて通知いたします。

- ・事業年度末特別勘定資産の内訳 ・運用実績

3 特別勘定の現況

つぎの項目について、当社ホームページ（運用レポート・基準価額照会）にて閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会が可能です。

- ・特別勘定の運用概況（毎月更新） ・特別勘定の基準価額（毎日更新）

4 ご契約内容に関する照会

ご契約内容に関するつぎの項目のお問合わせについては、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

- ・年金原資保証金額、死亡給付金額、積立金額、解約返還金額、運用実績連動保証率、運用実績連動保証金額

5 その他

運用実績連動保証率が変更された場合には、その旨を書面にて通知いたします。

生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。(2009年8月現在)

法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

1 生命保険料控除

(1) 所得控除の取扱い

- 当年中(1月から12月まで)にお払い込みの保険料(この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。)に応じた額がその年の所得から控除されますので、所得税と住民税が軽減されます。
- 納税する人が保険料を払込み、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。
- 年間正味払込保険料の金額が1契約につき9,000円を超えるものは、生命保険料控除証明書の提出が必要です。
- 年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。(この保険では、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。)
- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。(個人年金保険料控除の対象とはなりません。)

(2) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
25,000円以下	全額
25,000円を超え50,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+12,500円
50,000円を超え100,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

(3) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
15,000円以下	全額
15,000円を超え40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+7,500円
40,000円を超え70,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

2 年金・死亡給付金などの税法上の取扱い

(1) 年金・死亡給付金の取扱い

保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり課税の種類が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		保険契約者	被保険者	受取人	
年金	年金受取人と保険契約者が同一人	A	A	A	所得税(雑所得)(※1)+住民税
	年金受取人と保険契約者が別人	A	B	B	【年金受給権取得時】 税法上の評価額に対して贈与税 【毎年の年金受取】 所得税(雑所得)(※1)+住民税
死亡給付金	保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税(※2)
	保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得)(※3)+住民税
	保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※1 年金の種類が確定年金で、年金の一括払をした場合は、所得税(一時所得)(※3)+住民税の扱いとなります。

※2 死亡給付金受取人が被保険者の相続人の場合、他の生命保険金などと合算して「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税となります。

※3 他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除を超える部分はその1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(2) 年金原資額の一時的払い戻しの取扱い

年金原資額の一時的払い戻しをした場合は、つぎのとおり取り扱われます。

契約形態	課税の種類
年金受取人と保険契約者が同一人	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について 所得税（一時所得）（※）＋住民税
年金受取人と保険契約者が別人	年金原資額について贈与税

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円の特別控除があります。特別控除を超える部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(3) 解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益（解約返還金額から一時払保険料相当額を差し引いた金額）があるときは、その差益について、つぎのとおり取り扱われます。

年金の種類	課税の種類	
	契約日から5年以内の解約・減額の場合	契約日から5年超の解約・減額の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税（一時所得）（※）＋住民税
10年保証期間付終身年金	所得税（一時所得）（※）＋住民税	
死亡時保証金額付終身年金		

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円の特別控除があります。特別控除を超える部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

特別勘定と資産運用

特別勘定について

この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため当社は、特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

特別勘定の資産運用は、P26「**1** 運用の基本方針」に基づいて行いますが、その運用においては、株価の下落や為替の変動などによる相応の投資リスクも負うこととなります。したがって、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります。

この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに保険契約者に帰属することとなります。特別勘定における資産運用の成果が保険契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者が保険契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

ご契約の際、保険料を繰り入れる特別勘定をご指定いただけます。なお、契約成立後は、指定された特別勘定を変更することはできません。

保険契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

特別勘定群について

この保険では、募集代理店ごとに1または2以上の特別勘定を有する特別勘定群が1または2以上設定されています。（給付内容が同一で、選択いただける特別勘定の種類が異なる商品があります。）

この保険に設定された他の特別勘定群および特別勘定の詳細については、当社ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】への照会により、ご確認ください。

投資リスクについて

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返還金額などは一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

特別勘定の主な投資リスクには、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクがあり、特別勘定ごとにその他のリスクもあります。詳細につきましては、「特別勘定のしおり」または「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をご参照ください。

保険料のしくみ

1 払込方法

この保険の保険料の払込方法は、一時払のみです。

2 特別勘定への繰入日

当社は、当社の責任が開始される日から起算して8日後となる日または当社が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。（保有口数の算出日は当社が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。）この場合、当社は、申込書をお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）から起算して2営業日以内に、保険契約の申込みの諾否を決定します。

3 保険料の特別勘定での運用

特別勘定に繰り入れられた保険料は、個々の特別勘定ごとに運用され、特別勘定の資産から保険契約関係費などの諸費用【詳細はP27をご参照ください】を差し引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。

特別勘定における資産運用

1 運用の基本方針

- 特別勘定の資産運用にあたっては、生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を遵守するとともに、特別勘定資産の着実な成長と中長期的な視点に立った収益の確保を目指し、運用を行っていきます。

2 特別勘定資産の評価方法

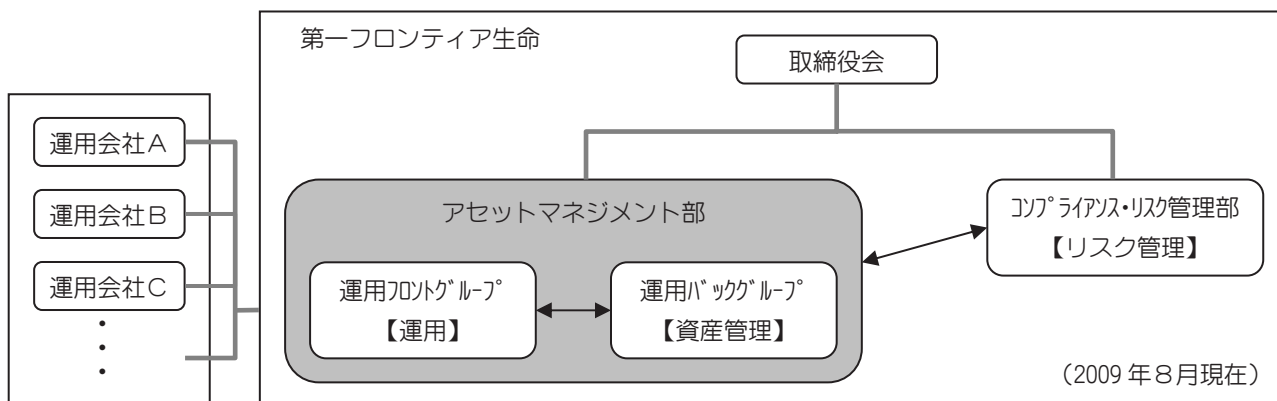
- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法はつぎのとおりとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。

運用対象	資産評価方法
国内外の株式および公社債	時価評価
国内外のその他の有価証券	時価評価
貸付金	原価法
コールローンおよび預貯金	原価法
為替予約、先物、オプション取引などのデリバティブ取引	評価差額を損益に計上

* 外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

3 特別勘定の運用体制

- この保険に関する特別勘定の運用は、つぎの体制の下でアセットマネジメント部が担当します。



* 運用体制については、将来、予告なく変更することがあります。

■運用プロセス

●運用方針の決定

アセットマネジメント部が運用方針を策定し、取締役会にて運用方針を決定します。

●運用の実行

アセットマネジメント部（運用フロントグループ）の運用担当者は、決定された運用方針に則しつつ、保険契約者の指定に基づき、各運用会社の投資信託などを用いて運用します。

* 必要に応じ、外部からの情報を特別勘定資産の運用に活用することがあります。

●リスク管理

アセットマネジメント部とは独立して設置されたリスク管理部門であるコンプライアンス・リスク管理部が、特別勘定資産の運用状況の監視・けん制を行います。

特別勘定の種類と投資方針

特別勘定の種類および投資方針については、「特別勘定のしおり」または「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をご参照ください。なお、特別勘定の種類と各特別勘定の投資方針については、将来変更することがあります。

また、資産運用関係費は、運用資産額の変動などの理由により、将来変更されることがあります。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

1 運用期間中の費用

基準価額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費	死亡給付金・年金原資の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して年率 2.78%	左記の年率の 1/365 を積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 (※1)	運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率 0.1575% (税抜 0.15%)	左記の年率の 1/365 を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※1 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は 2009 年 8 月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

2 年金支払開始日以後の費用

年金支払期間中の毎年の年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)(※2)	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※2 年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は 2009 年 8 月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金支払開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金支払期間を通じて適用されます。

3 運用期間中年金支払移行特約を付加した場合の特約年金支払開始日以後の費用

年金支払期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)(※3)	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる特約年金額に対して 1.0%	特約年金支払開始日以後、特約年金支払日に責任準備金から控除します。

※3 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は 2009 年 8 月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金支払開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金支払期間を通じて適用されます。

4 死亡給付金の年金払特約を付加した場合の特約年金支払開始日以後の費用

年金支払期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)(※4)	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる特約年金額に対して 1.0%	特約年金支払開始日以後、特約年金支払日に責任準備金から控除します。

※4 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は 2009 年 8 月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金支払開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金支払期間を通じて適用されます。